

令和8年度 立山町大学生等海外留学奨学生募集要項 ～立山町増田道成・フサエ夫妻奨学資金～

1. 目的

海外の大学に留学する大学生等に奨学金を給付し、国際的な視野を養うとともに、将来の立山町の発展に資する優秀な人材を育成することを目的としています。

※この奨学資金は、立山町にゆかりのあった故増田道成ご夫妻の寄附金を財源として給付します。

2. 留学先

留学先の国の規定で「日本の大学、短期大学、大学院相当の学校」に在学して、その課程を履修するものであって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 留学期間が1年（1学年）以上であるもの
- (2) 次のいずれかに該当するもの
 - ① 在籍大学等と留学先大学等との学生交流に関する協定等に基づく留学
 - ② 留学先大学等で取得する単位が、在籍大学等の単位として認定される留学
 - ③ 在籍大学等で専攻している学芸又は技術に対する見識をさらに深めるための留学

3. 応募資格

次のすべての要件を備えていることが必要です。

- (1) 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに留学を開始する者。
- (2) 国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第4学年、第5学年、専攻科に限る。）に在籍している者。
- (3) 留学者本人が、留学を開始する年度の前年度の1月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳に引き続き1年以上記録され、かつ、現に町内に居住している者。
※ただし、在籍大学等への修学のために町外に転出した者については、転出の時点において住民基本台帳に引き続き1年以上記録され、かつ、町内に居住していた者とする。
- (4) 基準日において、本人の父母その他適当な者（以下「保護者」という。）のうちの1人以上が、住民基本台帳に引き続き1年以上記録され、かつ、現に町内に居住していること。
- (5) 留学先国の母国語又は使用言語で意志の伝達ができる者で、成績優秀、品行方正及び留学に耐え得る健康な者であること。
※語学力の基準については、「別紙 語学力基準」をご覧ください。
- (6) 学資が不十分な者。
※独立行政法人「日本学生支援機構」の「大学等奨学生第一種奨学金（予約採用）」の家計基準以内が対象となります。
- (7) 本人及び保護者の属する世帯に町税を滞納する者がいないこと。

4. 採用人数

1名

5. 給付額及び給与方法

- (1) 給付額 留学準備金として 50 万円以内
- (2) 給付方法 奨学生に決定後、奨学生の指定した国内口座に振込みします。

6. 申込期間及び申込先

- (1) 申込期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 6 月 1 日（月）
- (2) 申込先 立山町教育委員会 教育課

7. 提出書類

- (1) 立山町海外留学奨学生申請書
※年収の欄には、総支給額（給与所得者の場合）を記入してください。
- (2) 在籍大学等の在学証明書
- (3) 留学先大学等の入学許可証又は留学の受入を認められたことを証明する書類の写し
【①在籍大学等と留学先大学等との学生交流に関する協定等に基づく留学、又は、②留学先大学等で取得する単位が、在籍大学等の単位として認定される留学の場合】
在籍大学等の発行する留学許可通知書等これらの規定に該当することが確認できる書類の写し。（留学期間が明記されていない場合は、留学期間がわかるもの（ビザ等）の写しを添付のこと。）
【③在籍大学等で専攻している学芸又は技術に対する見識をさらに深めるための留学の場合】
留学先大学等の入学許可証又は留学の受入れを認められたことを証明する書類の写し（日本語訳を添付すること。）。（留学期間が明記されていない場合は、留学期間がわかるもの（ビザ等）の写しを添付のこと。）
※ (3) について、申請時に揃えられない場合は、奨学生予約申請という形で申請を受付けます。(3) 以外の書類を添えて申請してください。後日、「海外留学奨学資金予約承認」の通知を受けた場合、必要書類がすべて揃った時点で正式な申請をしていただく必要があります。
- (4) 最新の成績証明書（成績通知書等在籍大学等が発行するものに限る。）
- (5) 語学能力が基準以上であることを証明する書類
- (6) 本人及び保護者の属する世帯全員の住民票
- (7) 本人及び保護者の属する世帯全員所得課税証明書
- (8) 本人及び保護者の属する世帯全員の町税の滞納がないことを確認できる書類
（完納証明書など）
- (9) 作文 タイトル「私が留学する理由」
※A 4 版 1 枚以内、日本語

8. 選考方法

立山町奨学生選考委員会において書類審査し選考します。

9. 採用決定通知

令和8年8月下旬までに、本人へ文書で通知します。

※採用になった場合は、口座振替依頼書等の提出が必要となります。

10. その他

- (1) 立山町大学生等海外留学奨学生に選定された場合、在学期間中は、教育ローン等の返済支援を目的とした「立山町教育ローン等返済応援補助制度」と「立山町利子補給・保証金補給制度」を利用することはできません。
- (2) この奨学金は併給可能です。併給を希望される方は、もう一方の奨学金等が併給可能か確認のうえ、お申込ください。
- (3) 奨学生は、留学の終了後1月以内に、海外留学終了報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる留学の区分に応じ必要書類を添付したものを提出してください。なお、留学期間が1年間を超える場合は、留学開始日から1年を経過した日から1ヶ月以内に、海外留学状況報告書（様式第4号）を提出してください。
 - ①在籍大学等と留学先大学等との学生交流に関する協定等に基づく留学の場合
留学の期間中の留学先大学等の単位取得証明書、成績証明書等取得した単位の分かる書類の写し（日本語訳を添付すること。）
 - ②留学先大学等で取得する単位が、在籍大学等の単位として認定される留学の場合
留学の期間中の留学先大学等の単位取得証明書、成績証明書等取得した単位の分かる書類の写し及び留学の期間中に留学先大学等で取得した単位が在籍大学等の単位として認定されたことが証明できる書類の写し（日本語訳を添付すること。）
 - ③在籍大学等で専攻している学芸又は技術に対する見識をさらに深めるための留学の場合
留学の期間中に留学先大学等で履修した内容を確認できる書類（留学先大学等の発行するものとし、日本語訳を添付すること。）
- (4) 奨学生は、留学終了後において、留学で得た学力、見識等の活用について、町から協力要請があった場合は、できる限り応じるように努めてください。
- (5) 留学の中止などにより、奨学生の取消しとなった場合は、奨学金を返還していただきます。

11. 問い合わせ先

立山町教育委員会 教育課 教育政策係（立山町役場3階）

【住所】〒930-0292 立山町前沢 2440

【電話】076-462-9981（直通）

【FAX】076-463-1923